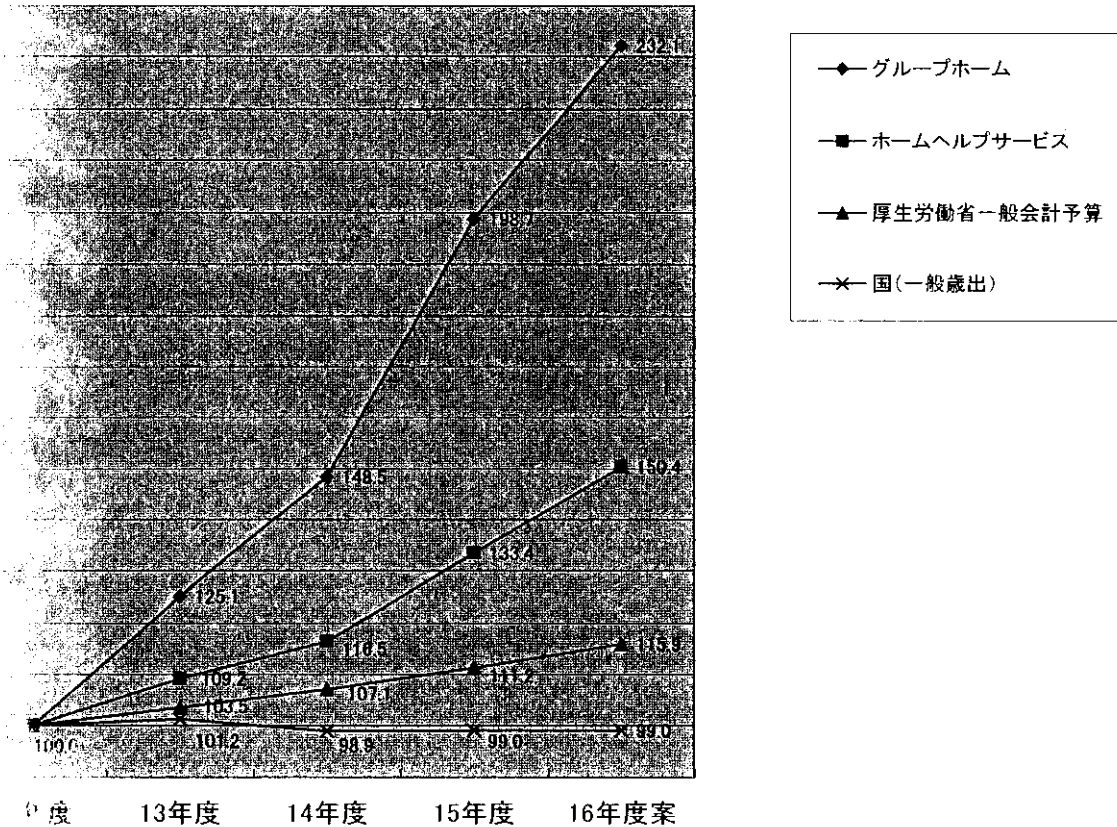


ホームヘルプサービス及びグループホームの予算額の推移

予算額の推移(平成12年度を100とした場合の指数)



※ ホームヘルプサービスの15年度は12/12月分としたベース

予算額の推移

(単位: 億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度案
ホームヘルプサービス	227.1	247.9	264.6	277.7	341.5
対前年度伸び		(+9.1%)	(+6.7%)	(+4.9%)	(+23.0%)
グループホーム	37.1	46.4	55.1	67.5	86.1
対前年度伸び		(+25.1%)	(+18.7%)	(+22.5%)	(+27.5%)
国(一般歳出)	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320
対前年度伸び		(+1.2%)	(-2.3%)	(+0.1%)	(+0.1%)
厚生労働省一般会計予算	174,251	180,421	186,684	193,787	201,910
対前年度伸び		(+3.5%)	(+3.5%)	(+3.8%)	(+4.2%)

※ ホームヘルプサービス、グループホームの15年度予算は11/12月分ベース

支援費制度の事業運営上の工夫に係る地方自治体からの提案について

平成16年度以降の事業運営上の工夫について、都道府県、指定都市、中核市及び定点

自治体（77市町村）の意見を聞いたところ、延べ365件の具体的な提案が寄せられ

ており、複数の自治体から提案があった項目は、次のとおり。

注：（ ）内は、自治体数

○ 支援費の支給決定に当たって、支給量やサービス類型の適用等に係る詳細な基準や専門機関を設けるべき。（36）

○ 利用者負担の応益化や負担額の引き上げ、負担額の上限廃止をすべき。（34）

○ 早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法をサービス利用開始時による算定から実際の提供時間による算定へと変更すべき。（21）

○ ケアマネジメントを制度化すべき。（15）

○ 家事援助、移動介護及び日常生活支援にも身体介護と同様に、30分未満の単価を設定すべき。（14）

○ 移動介護の身体介護「有」と「無」の区分をなくし、一本化すべき。（12）

- 身体障害者の短期入所にも知的障害者及び障害児の短期入所と同様に、
日中のみの利用を設定すべき。(10)
- 障害児のデイサービスにも身体障害者及び知的障害者のデイサービスと同様に、時間による単価を設定すべき。(9)
- 知的障害者及び障害児のホームヘルプサービスにも身体障害者のホームヘルプサービスと同様に、日常生活支援の単価を設定すべき。(9)
- 居宅生活支援費の支払方法を計画に基づく支払いから、提供実績に基づく支払いへと変更すべき。(7)
- グループホーム世話人の業務と、グループホームでのホームヘルパーの業務を明確にすべき。(6)
- 施設訓練等支援費を日単位で支給できるようにすべき。(6)
- グループホームの程度区分を2区分から3区分へと変更すべき。(6)
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の単価の格差を縮小すべき。(5)
- デイサービスの単価を引き上げるべき。(5)
- 短期入所の日中のみの利用にも送迎加算を設定すべき。(5)

- 支援費しえんひの支給量しきゅうりょうに上限じょうげんを設定せっていすべき。(5)
- グループホームに人員配置基準じんいんはいちきじゆんを設定せっていすべき。(4)
- 日常生活支援にちじょうせいかつしえんの単価たんかを引き上げひあるべき。(4)
- ホームヘルプサービスや移動介護いどうかいごを複数ふくすうで利用りようできるようにすべき。(4)
- 宿泊しゅくはくを伴ともなう短期入所たんきにゅうしょに時間じかんによる単価たんかを設定せっていすべき。(3)
- 身体介護しんたいかいごを長時間利用ちょうじかんりようする場合ばあい、単価たんかを引き下ひさげるべき。(3)
- 過疎地域かそちいきや離島等りとうとうに配慮はいりよした地域加算ちいきかさんを設定せっていすべき。(3)
- 中ちゅう・高生こうせいがデイサービスりようを利用りようできるようにすべき。(3)
- グループホームに重症心身障害者じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ・児加算じかさんを設定せっていすべき。(2)
- グループホームの単価たんかを支援体制しえんたいせいにおうじて設定せっていすべき。(2)
- 施設訓練等支援費しせつくんれんどうしえんひの単価たんかを人員配置じんいんはいちにおうじて設定せっていすべき。(2)
- 重症心身障害者じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ・児じの短期入所たんきにゅうしょにおける医療系いりょうけいと非医療系ひいりょうけいの単価たんかの格差かくさを縮小しゅくしょうすべき。(2)
- デイサービスに重症心身障害者じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ・児加算じかさんを設定せっていすべき。(2)

- 介護保険と同様に、乗降介助の単価を設定すべき。(2)
- 夜間等に見守りを行う巡回型のホームヘルプサービスを設定すべき。(2)
- 視覚障害者、全身性障害者以外の身体障害者も移動介護を利用できるようにすべき。(2)
- 移動介護での乗用車利用を認めるべき。(2)
- 介護保険事業所で居宅生活支援サービスを利用できるようにすべき。(2)
- 身体介護での通院と移動介護での通院を一本化すべき。(2)
- 同一人に対する身体障害者サービスと知的障害者サービスでの利用者負担額の上限を一本化すべき。(2)

今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について(案)

社会経済構造が変化し厳しい財政状況が続いていく中で、支援費制度の理念を

実現し、制度を安定的かつ効率的に運営し、サービスの質を担保しつつ、必要なサ

ービス量を確保するため、居宅生活支援サービスの中でも特にサービスの利用の伸

びが大きいホームヘルプサービス及びグループホームについて、今後、Ⅰの基本的

な視点に立って、Ⅱの事業運営上の工夫を行う。

Ⅰ. 基本的な視点

1. 支援の必要度に応じたサービス内容をより適切に評価する視点
2. 支援の必要度に関する客観性を高める視点
3. 地域間格差のうち不合理なものについて是正する視点
4. より適切な利用者負担を求める視点
5. サービス提供の効率性を高める視点
6. その他、一層の公平性の確保や制度運営の合理化を図る視点

II. 工夫の内容

1. 平成16年度

(1) ホームヘルプサービス、グループホーム^{きょうつう}共通

- ① 市町村^{しちやうそん}に対して専門的^{たい}な技術的^{せんもんてき}援助^{ぎじゆつてきえんじよしどうとう}指導^{おこな}等^{こうせい}を行う^{そうだんじよ}更生^{しやうがいてい}相談^{どくぶん}所^{けつてい}や、障害^{えんかつか}程度^{たきせい}区分^{はか}決定^{えんかつか}円滑^{てきせい}化^か事業^{はか}、都道^{えんかつか}府^{てきせい}県^{はか}による^{はか}巡回^{えんかつか}指導^{てきせい}事業^{はか}(16年度^{じぎやう}予算^{ねんどよさんあん}案^{けいじやう}に計^{かつやう}上^{しえんひせいど})を^{かん}活用^{じむ}し、支援^{えんかつか}費^{てきせい}制度^{はか}に関する^{はか}事務^{してん}
- の円滑^{えんかつか}化^{てきせい}・適正^{はか}化^{はか}を図^{してん}る。 < I の3の視点 >

(2) ホームヘルプサービス

- ① 短時間^{たんじかん}の利用^{りやう}ニーズ^{たいお}に対応^{ぶんみまんたんか}して、30分^{せつてい}未^{ぶん}満^み単価^{まん}を^{たんか}設定^{せつてい}する。
- < I の1の視点 >
- ② 移動^{いどう}介護^{かいご}における^{いどうかいご}単価^{たんか}差^{かさ}の^{くぶん}区分^{げんこう}(現^{しんたい}行^{かいご}は「身体^{しんたい}介護^{かいご}を伴^{ともな}う場合^{ばあい}」
と「身体^{しんたい}介護^{かいご}を伴^{ともな}わない場合^{ばあい}」)の^{ようけん}要件^{めいかくか}の^{はか}明確^{はか}化^{はか}を図^{してん}る。
- < I の1の視点 >
- ③ 知的^{ちてき}障害^{しやうがい}者^{しや}及^{およ}び^{しやうがい}障害^じ児^{とくせい}の^お特性^{るいけい}や^{とう}ニーズ^{らう}に^お応^{らう}じた^{らう}サー^{らう}ビス^{らう}類^{らう}型^{らう}等^{らう}
- の^{てきせつ}適切^{くふう}な^{どうにゆう}工夫^{はか}が^{はか}あれば、^{してん}導^{してん}入^{してん}を図^{してん}る。 < I の1の視点 >
- ④ 身体^{しんたい}介護^{かいご}の^{たんか}単^{げんこう}価^{かいご}を^{かいご}現^{たんか}行^あの^あ介護^あ報^あ酬^あの^あ単^あ価^あに^あ合^あわ^あせ^ある。た^あだ^あし、
障^{しやうがい}害^{しや}者^{しや}の^{りやう}サー^{げんじやう}ビス^{じぎやう}利^{しやうじやう}用^{えい}の^{えい}現^{えい}状^{えい}や^{えい}事^{えい}業^{えい}所^{えい}運^{えい}営^{えい}へ^{えい}の^{えい}影^{えい}響^{えい}を^{えい}考^{えい}慮^{えい}し、

ちようじかんりよう ばあい たんか ていげん ひつよう かんわ そち
長時間利用の場合の単価の逡減については、必要な緩和措置を
こう
講じる。

いどう かいご しんたい かいご ともな どうよう みなお おこな
移動介護(身体介護を伴う)についても、同様の見直しを行う。

< I の6の視点 >

⑤ そうちよう やかんおよ しんや かさんがく さんていほうほう げんこう
早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法(現行はサービ
りよう かいしじ いちりつ さんてい こうりか はか
ス利用の開始時により一律に算定)について、合理化を図る。

< I の6の視点 >

⑥ じようこうかいじよ たんか せってい
乗降介助の単価を設定する。

< I の6の視点 >

(3) グループホーム

① にゆうしよしゃ しえん ひつようど おう こま たんかくぶん げんこう
入所者の支援の必要度に応じたきめ細かな単価区分(現行は2
くぶん せってい おこな
区分)の設定を行う。

< I の1の視点 >

② てきよう たんか しえんたいせい めいかくか はか どう
適用する単価ごとに、支援体制の明確化を図ること等により、サー
ビスの質の確保を図る。

< I の1の視点 >

③ にゆうしよしゃ しえん ひつようど てきかく はんえい はんたんこうもく せってい
入所者の支援の必要度をよりの確に反映する判断項目の設定を
おこな はんだんきじゆん めいかくか はか
行うとともに、判断基準についても明確化を図る。

< I の2の視点 >

※ 実施時期について

(1)の①、(2)の④及び⑤に掲げる項目については、16年4月から
実施する。

(2)の①、②、③、⑥及び(3)に掲げる項目については、見直しに当た
るの実態の把握・検証、システムの変更作業等に時間を要するもので
あり、関係者と調整の上、16年10月実施をメドに検討を進める。

2. 平成17年度以降

平成17年度概算要求や、必要に応じて制度改革を行うことも念頭
に置き、引き続き必要な検討を行う。

きょたくかいごしえんひまじゅんがく みなお あん
 居宅介護支援費基準額の見直しについて (案)

※ かいごほうしゅう あ じゅうどしやうがいしゃ たい ちやうじかん しんたいかいご ていきやう じぎやうしや はいりよ じかん ふん こ ぶぶん
 介護報酬に合わせつつ、重度障害者に対して、長時間の身体介護を提供している事業者に配慮するため、1時間30分を超えた部分
 の加算については、30分単位で1,820円とし、逡減を小さくする。

るい けい 類 型	じ かん く ぶん 時 間 区 分 (抜 粋)	ねんど 15年度 しえんひまじゅんがく 支援費基準額		ねんど 16年度 みなお あん 見直し案		さしひき 差引 B-A
		A	かんさ 間差	B	かんさ 間差	
しんたいかいご 身体介護	～ 30分未満	2,100		2,310		210
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～ 120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～ 150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～ 180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～ 210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～ 240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～ 270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220
いどうかいご 移動介護 (身体介護 あり)	～ 30分未満	2,100		2,310		210
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～ 120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～ 150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～ 180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～ 210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～ 240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～ 270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220

じかん ふん
1時間30分
以降、
1,820円ず
つ加算す
る。

じかん ふん
1時間30分
以降、
1,820円ず
つ加算す
る。

さんこう
(参考)

かいご ほうしゅう 介護報酬	かんさ 間差	さしひき 差引 C-A
2,310		210
4,020	1,710	0
5,840	1,820	0
6,670	830	-1,360
7,500	830	-2,720
8,330	830	-4,080
9,160	830	-5,440
9,990	830	-6,800
10,820	830	-8,160

1 (2) ⑤

○ 時間帯による算定基準の適用方法

＜現行＞ サービス提供開始時刻の時間帯に応じた加算率によって算定
(介護報酬並び)

0時	6時	8時	18時	22時	24時
50% (時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』 6:00 14:00 8時間とも25%加算で算定

＜見直し案＞ 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定

0時	6時	8時	18時	22時	24時
50% (時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』 6:00 8:00 14:00
 ① 25%加算 ② 0%加算
 25%加算を2時間、0%加算を6時間で算定

＜参考＞

○ 指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について
(抜粋) (平成15年3月24日障発第0324001号)

I 居宅生活支援費

2 居宅介護支援費

(4) 早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、そのサービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間のごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は15分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は30分未満、日常生活支援が中心である場合は45分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。